

3.8.3 出資管理室

中期計画期間全体

目 標

保有株式については、管理コストも勘案の上、原則として中期目標の期間中に処分方法、処分時期等処分の方向性の目途をつける。

目標を達成するための内容と方法

株式の処分については、原則として中期目標の期間中に処分の方向性の目途をつけるため、出資会社、関係自治体等と緊密な調整を図りつつ進める。

このため、業務の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 清算中の会社の株式については、清算処理の経過を監督するとともに、出資金の回収に努める。
- (2) 処分方針が決定した会社の株式については、確実に株式の処分ができるよう所要の手続を実施し、出資金の回収に努める。
- (3) 処分方針が決定されていない会社の株式については、処分のあり方について関係者との意見調整を継続する。

特 徴

株式処分の最終期限が機構法附則第9条を受けた政令で「機構成立後最初の中期目標の期間の次の中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末までの間で総務大臣が通則法第29条第1項に規定する中期目標において別に定める日」と定められている。

会社解散が困難な状況の下では、株式の譲渡が唯一の方法となるが、調整中の各社とも累積損失を抱えており、配当も期待できないため、売却先を見いだすのが極めて困難となっている。また、会社が機構保有株式の自社株買いを行うことについても、株主平等原則があり、他の株主との事前調整を必要とすること、減資を伴うこと等から容易ではない。

今年度の計画及び報告

今年度の計画

- (1) 清算手続中の1社について、清算手続きの各段階において残余財産の適正な確保がなされているかを精査し、監督することにより出資金の最大限の回収に努める。
- (2) 処分方針決定済みの3社について、株式の譲渡契約の締結、入金確認、移転完了報告、出資基本契約の解除等を適宜適切に実施することにより、年度内に売却手続きを完了し、出資金の確実な回収に努める。
- (3) 処分方針未定の4社について、引き続き、会社、自治体等に働きかけ、売却交渉を実施することにより、売却先、売却額、売却時期等処分の方向性を明確にし、機構保有株式の早期処分を図る。

今年度の成果

- (1) 清算手続中の1社について、清算手続きの各段階において残余財産の適正な確保がなされているかを精査し、監督することにより、出資金の回収額は当初見込みの倍近くを確保できた。
- (2) 処分方針決定済みの3社中、2社については、株式売買契約を締結し、売却代金を回収済みである。残りの1社についても、年度末に株式売買契約を締結し、年度内に売却代金を回収する予定である。
- (3) 処分方針未定であった4社のうち、2社については、株式売買契約を締結し、売却代金を回収済みである。残り2社のうち1社については、年度末に株式売買契約を締結し、4月中に売却代金を回収する予定である。また、1社は、引き続き、会社、自治体等に働きかけ、売却交渉を実施することにより、売却先、売却額、売却時期等処分の方向性を明確にし、機構保有株式の早期処分を図る。